

## 第20回講義 参考資料

### 参考判例

詐害行為取消権の判例は非常に多いので、教科書等で確認したうえ、必要に応じて事件概要と判旨をみてください。

- 1) 大判明39・2・5民録12輯136頁・PⅡ65（不動産の時価売却行為の取消しの可否）
- 2) 大連判明44・3・24民録17輯117頁・PⅡ53（詐害行為取消権の性質と債務者の被告適格）
- 3) 大判大8・4・11民録25輯808頁・PⅡ53関連判例①（取消しの効果の相対性）
- 4) 大判大9・12・24民録26輯2024頁・PⅡ76関連判例③（取消しの範囲の原則）
- 5) 大判昭7・9・15民集11巻1841頁（現物を返還できない受益者や転得者に対する請求の可否）
- 6) 最判昭30・10・11民集9巻11号1626頁・PⅡ76（土地の売却行為の取消しの範囲）
- 7) 最判昭33・2・21民集12巻2号341頁・PⅡ54関連判例①（詐害行為の被保全債権）
- 8) 最判昭33・9・26民集12巻13号3022頁・PⅡ67（弁済の詐害性）
- 9) 最判昭35・4・26民集14巻6号1046頁・PⅡ63関連判例①（詐害の意思の内容）
- 10) 最大判昭36・7・19民集15巻7号1875頁・PⅡ55（抵当権者の代物弁済による第二譲受と第一譲受人の取消しの可否と取消しの範囲）
- 11) 最判昭42・11・9民集21巻9号2323頁・PⅡ61（生活費を得るための借入れと譲渡担保設定）
- 12) 岡山地判昭43・10・30判時566号84頁（現物返還が可能な場合の価額賠償請求の可否）
- 13) 最判昭46・11・19民集25巻8号1321頁・PⅡ79（受益者である債権者の配当要求の可否）
- 14) 最判昭49・12・12判時743号31頁（善意の受益者からの悪意の転得者に対する取消し主張の可否）
- 15) 最判昭53・10・5民集32巻7号1332頁・PⅡ58（取消債権者に対する移転登記請求の可否）
- 16) 最判昭55・1・24民集34巻1号110頁・PⅡ54（移転登記の取消しの可否）
- 17) 最判昭58・12・19民集37巻10号1532頁・PⅡ70（財産分与の取消しの可否）
- 18) 最判平10・6・12民集52巻4号1121頁・PⅡ57（債権譲渡の通知の取消しの可否）
- 19) 最判平11・6・11民集53巻5号898頁・PⅡ72（遺産分割協議の取消の可否）

### 共通の到達目標モデル案（修正案）

#### 第5節 責任財産の保全（債権者代位権・詐害行為取消権）

##### 3 詐害行為取消権

- ◆詐害行為取消権とはどのような制度であるのかについて、詐害行為取消権の法的性質を含めて説明することができる。
- ◆詐害行為取消権の要件について、説明することができる。
- ◆詐害行為取消権の行使の相手方が誰であって、その者に対する詐害行為取消権行使の効果がどのようになるかについて、説明することができる。

※これは少し到達目標が低すぎるように感じます。